コーポレートガバナンスと会社法の見直しについて

庸

前

田

招きいたしまして、「コーポレートガバナンスと会社案内いたしましたように、学習院大学の前田先生をお関理事長 皆様、おはようございます。きょうは、ご

は

現在東京証券取引所の理事をなさっていたり、

日

たしました。 法の見直しについて」という題でお話を伺うことにい

す。

のように、法制審議会の商法の分野でずっとご活躍を学習院大学の教授を務められまして、また皆様ご存じてありますとおり(末尾参照)、東京大学をご卒業後、前田先生のご経歴につきましては、ここにお配りし

をご担当になっておられます。 また、 業界との関連で非常に活発になっております商法の改正の殆んど全部されており、 現在は会社法部会長ということで、 近年

す。

面で証券界がお世話になっている先生でございます。本証券業協会の規律委員も務められる等、いろいろな

また、著書もごらんのようにたくさん出されておりま

ポレートガバナンスと会社法の見直しに絞ってお話を動きの中で、特に市場改革との関連で関心の高いコー

きょうは、大変活発になっております商法の改正の

いただくことにします。

。それでは、先生、どうぞよろしくお願いいたしま

証券レビュー 第41巻第8号

目 次

、現行の業務執行のチェック・システム

- 規定の仕方
- 「取締役ノ職務ノ執行」 「監督」および「監査」
- 監査役による監査と取締役会による監督 適法性監査と適法性・妥当性の監督

(2)

- 二、中間試案等の立場 (| これまでの改正の経緯
- 金庫株解禁等の改正 金庫株制度の解禁

規制緩和、その具体例

- 配当可能利益の考え方
- (\square) 中間試案 株式の分割、併合等
- 利益処分 株式関係
- 妥当性監督の重要性の増加

れているかということにつきましても、私なり すが、この中間試案について、どのように扱わ

に理解しているところをご紹介させていただき

(2)

社外取締役の強制 各種委員会制度

- 理由の開示等 取締役の任期

す。近時盛んに論じられておりますコーポレート ただいまご紹介いただきました前田でございま

ガバナンスにつきまして、私として考えていると

ころを述べさせていただきます。

ポレートガバナンスに関連する立法論が含まれて 界からご意見をいただいているところでございま おります。その中間試案が四月に公表されて、各 て審議がなされておりますが、その中でも、コー ご承知のように、現在会社法の全面改正に向け (1)

規定の仕方

たいと思います。中間試案が中心になるかと思い

、現行の業務執行のチェック・

とにつきまして、まずご紹介させていただきたい チェック・システムはどうなっているかというこ と存じます。 それでは、初めに、現在の法律で業務執行の

システム

ります。ですから、監査役も取締役会も、取締役 行」、(口)「監督」および「監査」と書いており 監査する、取締役会は監督する、そういう形で規 の職務の執行をチェックいたしますが、監査役は もに、取締役の職務の執行を監督するとされてお 役会の場合には、会社の業務執行を決定するとと 査役の場合には監査すると規定しています。 取締 ますが、これはどういうことかといいますと、監 規定の仕方として、(イ)「取締役ノ職務ノ執

行」という言葉も出てまいりません。我が商法の あるいは監査または監督の対象として「業務執 しかし、ここでは「代表取締役」という言葉

定されているわけであります。

りますし、代表取締役を含む全取締役を含む意味 合によっては代表取締役に限定して使う場合もあ もとでは、ここでいいます取締役というのは、場 に使う場合もあります。同じ「取締役」という言

示させていただきます 査し、または監督するものとしまして、監査役な いし監査役会 現在の商法では、代表取締役等の業務執行を監 「取締役ノ職務ノ執行」 ―以後監査役ということで両者を と取締役会が置かれて

おります。

役も含むのかということは、そのときそのときの きらめました。代表取締役の意味か、一般の取締

すが、これはとても難しいということで、結局あ

ます。

たのが代表取締役ということになるわけであり とだけを規定していて、それによって定められ 会社を代表すべき取締役を定めなさいというこ

分けをしようということを試みたこともあるので に、規定上、「代表取締役」と「取締役」に使い なっております。これは昭和五六年の改正のとき 葉で、両方を読み分けなくてはならない状態に

を置いております。ですから、取締役のうちから

条文によって区別しなくてはならないことになり

第41巻第8号

業務執行をするか、取締役会で決定した業務執行 また、業務執行という言葉についても、だれが

をだれが実行するかということについては、

務執行というのは規定はありませんが、それが前

業務執行の対外的な側面を指すものであろう。業

しかし、会社を代表するということは、会社の

提となっていて、業務執行の対外的な側面が会社 4

代表である。代表取締役は、それをするのだとい

うことになりますと、業務執行の対内的な側面 これがまさに業務執行ということだろうと思いま

あり、対外的には会社代表機関である。 そういう から、代表取締役は、対内的には業務執行機関で

ふうに解釈しまして、業務執行するのは代表取締

役であると、とりあえず理解いたします。

社を代表するのはだれかという観点からのみ規定 いますと、我が国の会社法は、取締役の中で、会 を得ないことになります。

どうしてこのようなことになっているのかとい

には規定がございません。それも解釈によらざる

商法

すが、それも当然代表取締役がするだろう。です

代表権のない業務担当取締役は、代表権はないけ 社代表の権限はないという取締役もいるはずだ。

しかし、対内的な業務執行はするけれども、会

代表取締役の業務執行をいいますが、さらに考え れも業務執行の範囲に入るであろう。 れども業務執行はしているはずだ。ですから、そ てみますと、業務担当取締役も、ここでいう取締 取締役の職務の執行というのは、とりあえずは

いうことになるだろう。さらに、使用人兼務取締 いる場合には、これも業務執行を担当していると についても、取締役がそういう執行役を担当して 役の職務の執行の対象になる。 役はどうかということになるわけでありますが、 また、最近問題になっておりますような執行役

だんだん範囲が広がってきております。

おりませんので、中間試案の中には、注記で、こ しかし、法律では、その点は一切明確になって

う提案がなされております。後でごらんいただけ ればと思いますが、第一九の注20で、業務執行の の辺の関係を明確にすることにしてはどうかとい

がなされているわけであります。以上が「取締役 ノ職務ノ執行」についてです。

関係を法律で明確化すべきではないかという提案

 (\Box)

「監督」および「監査」

は「監査」、取締役会については「監督」という 先ほど申し上げましたように、監査役について

この区別がどういうことを意味するかということ も、必ずしも明確ではありません。法律には、そ は同様だということがいえるわけでありますが、

のことは何ら触れておりません。ですから、これ

業務執行する者はだれかということについては、 的に業務執行する人もいるはずだということで、 いずれも、会社を対外的に代表しなくても、対内

チェックの対象にしない。そういう意味で、権限

い、業務執行が適法かどうかということしか

つきましては、監査の対象となっている範囲が狭

これは、後でもまた申し上げますが、監査役に

も解釈をするしかないのでございますが、私とし

が、あるいは間口は広いのですけれども、特別に

身分の保障が与えられているわけではない。

ては、次のように理解しております。

第41巻第8号 これまた後で触れると思いますが、いろいろな権 の間口が狭い。しかし、監査役につきましては、

いる。間口は狭いですけれども、その中で精緻に られておりまして、精緻なチェックが期待されて チェックをすることが期待されている。これを 限が与えられており、また身分の独立性等が与え 「監査」という言葉であらわした。

これに対しまして、取締役会につきましては、

限は及ぶ。そういう意味で、窓口は広いのです だけではなくて、妥当性のチェックにまでその権 これも後で問題になりますが、適法性のチェック

員として業務執行の監督をする、そういう会社が

おります。 務執行をチェックすることが期待されている。こ ではない。そういう意味で、大局的な立場から業 ている。少なくとも私はそういうふうに理解して の点が、監査と異なる「監督」という表現を使っ いは、個別的な調査権限等が与えられているわけ

しかし、いずれにしましても、業務執行に対す

6

のシステムになっているということがいえるわけ るチェックが監査役と取締役会というふうに二重 いう意味で、上下の関係で結ばれている者が構成 る業務執行の体制の枠内に組み込まれた者、そう につきましては、その構成員が社長をトップとす ない我が国独特のものであります。殊に取締役会 でありますが、これは、比較法的には他に例を見

ている。このようなことも、比較法的には例のな

かどうかということの監督にも及ぶということで 法性も含みますけれども、業務執行が妥当である れに対して、取締役会による監督は、もちろん適 かということに対するチェックには及ばない。そ といいますが、そのような業務執行が妥当かどう

あります。

わけではございません。明文の規定があるわけで

7

実はこのことは、商法上に直接規定されている

ることを自分で監督するというような性格も帯び りますと、むしろ自己監督的な、自分でやってい 少なくないというふうに聞いております。そうな

いところでありますが、現行法は、そういうこと

でございます。

(2) 適法性監査と適法性・妥当性の監督 監査役による監査と取締役会による監督

重複しているわけではございません。監査役によ との関係でございますが、このように二重になっ る監査は、先ほども述べましたように、いわゆる ておりますけれども、しかし、その両者が完全に 次に、監査役による監査と取締役会による監督

限って、その権限が認められている。妥当性監査 款に違反していないかどうかという適法性監査に 適法性監査ということで、業務執行が法律とか定

> げたように理解しておりますし、これが多数だと 思いますけれども、一部には、監査役にも妥当性 もないではありません。 監査の権限があるんだというふうに解釈する立場 はございません。また、解釈上も、私は今申し上

どういうことを記載するか、監査報告書の記載事 項あるいは株主総会においてどういうことを報告 と解する根拠は、主として監査役が監査報告書に

私が監査役の権限として適法性監査に限られる

第41巻第8号 問題になりますけれども、利益配当が、会社の財 当等があればこれは違法だということで適法性の ば、利益配当が適法かどうかというのは、タコ配 によっては監査事項に含まれております。例え 性監査に限られているのだ、商法が、それを前提 するかという報告事項から見ますと、これは適法 産状態等から見て著しく不当なときは、そのこと として、業務執行が適法かどうか、法令に違反し としているのだというふうに読まざるを得ないの ないかどうかということ等でございます。 ではないか。そこで列挙されていることは、原則 ただ、著しく不当かどうかということも、場合 社の機関として位置づけられているわけですが、 どうか、そういう立法論もあり得ると思います。 ございます[。] るという意味で、違法性の問題に帰着すると理解 うな業務執行は善管注意義務に違反するものであ う立場は、著しく不当だという場合には、そのよ しかし、監査役と取締役会というのは、同じく会 または株主総会への意見の報告の対象を拡大し て、監査役に対して妥当性監査の権限も与えたら 立法論としても、例えば監査報告書の記載事項 しまして、適法性監査に限られると考えるわけで 解釈論としても異論があるわけでありますが、

不当」という言葉が出てまいりまして、これは

ども、議決権等が与えられていません。取締役会

においては、代表取締役を選任するという規定が

監査役は取締役会に出席する権限はありますけれ

8

ありますし、解任ということももちろん解釈上は

認められておりまして、そういうふうに代表取締

「著しく」という言葉がついていますが、 妥当性

もチェックしなさい、 そういう意味で、「著しく

能ではないのですが、適法性監査に限られるとい監査に及ぶのではないかという理解の仕方も不可

妥当性監査まで権限を認めても、社長がそれを 解任権等はありませんから、監査役に対して、

役の選任、解任等を通じて、代表取締役のやって

とができる。監査役というのは、代表取締役の選 いる経営が妥当なものかということも判断するこ

えるわけでございます。

しても慎重に検討を要するところではないかと考

 (\Box)

これまでの改正の経緯

ます。 らいって、やはり選解任権のあるところに妥当性 監査も認めるというのが適当ではないかと思い 無視したらどうにもならない。そういうことか

この点、ドイツの監査役会というのは極めて明

れている。そういう意味で、日本の監査役とは基 確でありまして、そこでは代表取締役どころでは ありませんで、普通の取締役の選解任権を与えら 本的に異なっております。ドイツは監査役会の権

妥当性監査にまでも及ばせるべきだというのは、 限が広いということから、日本の監査役にも広い

解釈論としてももちろんでありますが、立法論と

改正の経緯について触れさせていただきます。 次に、監査及び監督につきまして、これまでの

来、昭和五六年、平成五年、いずれも監査役制度 について、大幅な改正がなされました。それ以

昭和四九年に監査役制度を中心とする監査制度

について改正がなされて、現在も、これは議員立

9

だという議員立法が国会に提出されております。 実ということで、半数以上を社外監査役にすべき 法としてではございますが、社外監査役制度の充

役の代表取締役等からの独立性が強化されてい これまでもこのような改正を通じまして、監査

す。あるいは、監査役の報酬も自分たちで決めま

例えば、任期三年というのが保証されてい

これは、まだ通っておりません。

第41巻第8号 行の監査または監督を、アメリカ型の取締役会に えております。

議の過程におきましては、代表取締役等の業務執 まして、監査制度に関する規定は極めて充実され た、その権限も詳細に定められ、強化されており 実は、昭和四九年の監査制度の改正のための審

役制度はまさに世界に誇る、少なくとも規定の上 たものとなっております。私としては、この監査 では世界に誇るべき内容のものとなっていると考

すという意味で、独立性が強化されている。ま

証券レビュ 倣った各種委員会制度に関する改正提案がなされ よるものとしたらどうかという議論がありまし なっております。今回の中間試案では、それに んで、取締役会が業務執行の監督をすることに た。アメリカでは、監査役という制度がありませ ておりますが、そういったアメリカ型の取締役会

す。

を中心として、業務執行の監査、監督をするか、

の選解任権を通じて監査する権限があるはずだ、

行も監査、監督するということは実情にそぐわな う方向をとったわけでございます。我が国におい 議論されました。結局は、監査役制度の充実とい るか、そのいずれの方法をとるかについて審議 実させることによって監査を充実させることにす を廃止して、取締役会一本にする、そこで業務執 て、長年にわたって根づいております監査役制度 これまでどおり監査役制度を存置して、それを充

役制度のその後の充実を導いたわけでございま せる。それが先ほど申し上げましたように、監査 いであろうということから、監査役制度を充実さ 10

は、それほど大きな改正はなされておりません。 は五六年までは規定がありませんで、代表取締役 取締役会が業務執行を監督するということは、実 取締役会による業務執行の監督に関しまして 度でございます。

業務執行を決定するほかに、明文で置かれましたけましたように、取締役会が取締役の職務のし上げましたように、取締役会が取締役の職務のし上げましたように、取締役会が取締役の職務のそれは妥当性監査にも及ぶのだ、これは、解釈か

はいけませんといったようなことが規定された程必ず取締役会で決めなさい、代表取締役に任せてた。それから、重要な業務執行に関する事項は、業務執行を決定するほかに、明文で置かれまし執行を監督するという規定が、取締役会は会社の

す。

もだめ、これしかだめですよというので、非常には、非常に規制色が強かった。これもだめ、あれば、ますが、これを現在になって振り返ってみまざいますが、これを現在になって振り返ってみまるという意味で、四九年の改正以降は、監査役

業務執行に対する規制色が強かった。したがっ

た、そういうふうに理解しているわけでございま役制度の充実に結びついた、そこに関心が注がれた。そのことから、適法性監査を権限とする監査しないかどうかということに重点を置けばよかって、そのチェックにつきましても、その規制に反

二、中間試案等の立場

員立法で会社法の改正がなされた点についてもおここでは中間試案を中心に、ことしの六月に議

話しします。

なったら処分する。そういう意味で、自由に自己る、それをそのまま会社で保有していて、必要に解禁でして、会社が、自分の会社の株を取得すておりますが、一般にいわれているのは金庫株の議員立法といいましても、ある程度の関与はし

思いますが、中間試案の方はあくまで試案でござ

いまして、法務省から意見照会という形で、四月

だいたところで、さらにそれを前提として審議し に一般に公開しまして、現在その意見をほぼいた

綱として確定する、あるいはそれがそのまま立法

ておりますので、それが法制審議会でそのまま要

定が設けられました。そのほか、いろいろな点で 株式を取得し、処分してもよろしい、そういう規 制緩和がなされております。 金庫株解禁の法律はもちろん国会を通りまし (1) **(1)** 等の改正及び中間試案において、いかに規制が緩 今までがいかに規制色が強くて、今回の金庫株 規制緩和、その具体例

緩和がなされ、また中間試案でもいろんな点で規 大幅な規制緩和がなされております。 そこで規制

とをご紹介したいと思います。 和され、あるいはされようとしているかというこ

て、多分一〇月一日から施行されることになると (a) 金庫株解禁等の改正 金庫株制度の解禁

株式を取得するということは自由であります。し 式取得について、今まではいろいろな制約をして おりました。例えば、株式を消却するために自己 まず、金庫株について申し上げますと、自己株

12

六年の改正以降、順次緩めてはきたのですが、し 得については、非常に厳しく規制していた。平成 適当な時期に処分をするという形での自己株式取 かし、自己株式を保有して、それを消却しないで

例えば、今話題になっておりますストックオプ

かし基本的には規制色が強かった。

ございますが、私なりに理解しているところを述 化されるということではございません。中間試案 べさせていただきたいと思います。 は、これからどうなるかを検討するということで

なりませんから、これを予め取得しておく。そう ションを行使したときに自己株式を与えなくては ういうインセンティブを与える。そういった趣旨 となる。そういう権利を与えよう。取締役や従業 ておいて、将来二○○○円に上がったらストック 買い取りを請求する権利を与える。しかも、その 来自分の会社の株が上がったときには、その株の 員が、株価を引き上げるために業績を上げる、そ オプションを行使して、差額の一○○○円が利益 値段は現在決めておく。例えば一○○○円と決め での自己株式取得ですが、それは、ストックオプ

た。 いった特定の目的の場合に限って、しかも発行済 を認める、それ以上は認めないというものでし み株式総数の一○分の一に限って自己株式の取得

そういう制度だったのですが、この金庫株制度

たら金庫から取り出してそれを使うという趣旨で いわれているのですけれども、今度の改正では、 て、それを金庫の中に入れておいて、必要になっ

といいますのは、要するに自己株式を買い取っ

結局自己株式の取得について、ストックオプショ

ンのためという特定の目的が必要ですという、そ

ションですが、取締役または従業員に対して、将

その数量も外しました。もちろん配当可能利益の は、発行済み株式の一〇分の一だったのですが、 範囲内に限るという財源の規制はいずれもついて の目的を外しました。それから、数量も、今まで

ういうふうに変えたわけでございます。 幾らでも何の目的もなくても買い取っていい、そ

おりますが、配当財源がある限りは、自己株式は

式を取得できなかったわけですが、だれもストッ トックオプションという目的のためにしか自己株 しかも、今まではストックオプションならス

クオプションを行使する者がいないとどうなる

第41巻第8号 が残ってしまいますが、ストックオプションの期 員はストックオプションを行使しませんから、株

に入れっ放しでも結構です。それだけ規制緩和が らでもいい、そして処分義務も外しました。金庫 外し、数量も外し、配当可能利益の範囲内なら幾 していたわけでございますが、今度はその目的も れておくことは許さない、そういう厳重な規定を 間内に行使されずに残った株は、必ず相当の期間 なされたということでございます。 ですから、何の理由もなしに自己株式を金庫に入 内に処分しなさいということになっていました。

> 社が持っている株を、ある人に譲渡するというこ 関係が生じますので、会社が新しい株をその人に 発行したというのと法律関係は全く変わりがあり とは、会社と譲り受けた人の間に、会社─株主の

的に見ますと、新株発行と同じことなのです。会

か。例えば、株価が下がりますと、取締役や従業

いろな規制があります。例えば、時価が二〇〇〇 我が国においては、新株発行については、いろ の処分は、新株発行と同じはずだ。

ません。ですから、実質的に見ますと、自己株式

円しているのに一○○○円で発行するという場合

には、株主総会の特別決議が必要です。新株を発

するか、幾らで新株を発行するかということにつ 行する場合には、二週間前にどういう新株を発行

行するということを株主総会の決議を経ないでや に、時価二○○○円しているのに一○○○円で発 いて公告をしなさい。もし、今申し上げたよう

ろうとするなら、これは新株発行差しとめ請求権

法制審議会(会社法部会)が非常に強い規制の下 る自己株式を処分するということは、これは実質 させていただきたいのですが、実は、保有してい でしか認めなかったかということについては弁解 これは議員立法でなされたのですが、どうして

差しとめの請求権を認める。そういった規制が、 新株発行についてはなされております。

があります。公告をすることによって、新株発行

れまではそういう規制がなされていない。金庫株

ところが、自己株式については、少なくともこ

界とのコンセンサスが得られた。ですから、今度 た。今度の改正は、まさにそのことについて実務 行と同じ手続をとることを規定することがどうし 解禁のときに、私はしばしばそれは結構です、し かしそうだったら、それは処分するときに新株発 の改正では、金庫株制度の解禁においては、それ ても必要だということを、繰り返し述べてきまし

> ションのために取得してよろしい、しかし先ほど までは、例えば一○分の一まではストックオプ と思ってこれは歓迎しているのですけれども、今 私はむしろその方が、法律関係がすっきりした

する人がいなかったとすると、その一○分の一は 申し上げたように、その行使期間内にだれも行使

残ってしまいます、これは処分しなさいと書いて るということは、先ほども申し上げましたよう ら規制がなかった。一○分の一でもこれを処分す いたわけですが、その処分の方法については、何

のに五〇〇円で譲渡するというようなことは、本 のは、例えばそれを、時価が二○○○円している ですから、それについて何も規定はしないという に、実質的には、新株発行と同じことになるわけ

を処分するときには、新株発行に関する規定が全

来は許されないはずなのですけれども、少なくと もそれについて規定がなかった。今回は、全面解

除したかわりに、処分をする場合には、そういう

見落としがあったのではないかという感じがしな 部準用――全部といっても、これは私としては、

なりまして、私としては、これで法律関係が極め 手続を全部とらなくてはなりませんということに て明確になったと思います。

役の監査の対象にはなり得ないということになっ 五分の一とか半分取得したとしても、これは監査 を取得したとすると、これは違法ですから監査役 の監査の対象になったわけでありますが、今度は しかし、今までは一○分の一を超えて自己株式

たわけでございます。

配当可能利益の考え方

株式取得というのは、先ほど申し上げましたよう に、このたび規制が大幅に緩和されました。 しか 得とも関係します。繰り返しになりますが、自己 思いますが、これは今申し上げました自己株式取 配当可能利益の考え方について申し上げたいと 財源規制は残っております。配当可能利益の

範囲内でしか自己株式を取得してはなりませんと

能利益にはなりませんということになっており

しております。万国共通の規制であります。 いうことは、これはどこの国でもそういう制限は

え方が、また基本的に変わっております。今まで 資本金が一〇〇億円ある場合に、例えば資本を減 て、それに関連するのですが、配当可能利益の考 ところが、この金庫株制度の改正におきまし

の欠損があった。資本を五○億円減少させて、そ

ちの五○億円減少する。もう少し具体的に考えて 少することを考えます。例えば、一〇〇億円のう

みますと、その会社は一○○億円のうち二○億円

が二○億円ですから、三○億円の減資差益が残り

なっておりました資本準備金というのは、その ます。今までは、その減資差益は資本準備金に

しか使えません。したがって、もちろん配当可 目的が特定されておりまして、欠損のてん補に の欠損を消した。しかし、五○億円減少して欠損

16

ます。

益として配当の財源にしても構いませんというこ んということにしました。三○億円は配当可能利

円の減資差益は資本準備金にする必要がありませ

少の場合の減資差益は一挙に配当可能利益になり

ならないとしても意味がない。ですから、資本減

ことですので、こちらで資本準備金にしなければ

ところが、今度はそうではありません。三〇億

とにしたのです。

ました。 点につきましても改めまして、もちろん株主総会 えませんということだったのですけれども、その 備金も配当の財源としてよろしいということにし の決議を経て、債権者保護手続を経れば、資本準 使い方が限定されていて、欠損のてん補にしか使

それから、もう一つ、今まで資本準備金はその を基本的に変えております。

になる、そういう意味で、配当可能利益の考え方 ますし、資本準備金も手続をとれば配当可能利益

すが、自己株式取得の財源は配当可能利益の範囲 けれども、配当可能利益の考え方が今申し上げま 内だ、この点は変わっていないと申し上げました 具体的にはそういう形で、繰り返し申し上げま

には、この点も基本的に変わったということがい

したように、基本的に変わりましたので、実質的

えるわけでございます。

こういうふうに考えますと、これは大変な大変

は、株主に払い込ませたお金、これが資本ない 革であるという感じもいたしますけれども、昔

資本準備金になっているのですけれども、これを

準備金にしたところで、資本準備金の方で一定の しないでもいいと申し上げましたのは、仮に資本 先ほど資本を減少してその差益を資本準備金に

手続をとれば配当可能利益にしてよろしいという

17

強過ぎたということがいえるのかもしれません。

言い方によっては、今までの考え方は規制色が

うことが基本的な考え方としては前提となってお たわけでございます。

い、そういうかたくなな、あるいは一つの立場か 資本取引によって生じた利益は配当してはならな ら、また戻すということは許されない、いわゆる ら集めなければよかったので、集めておきなが もしれませんけれども、その考え方は一切放棄し ります。株主に利益として返すぐらいなら初めか

また株主に返すことは絶対に許されないのだとい

を資本減少して、その減少した分で自己株式を取

であります。 質的に見て、株主にお金を返したのと同じことで 得します。自己株式を取得するということは、実 あります。そういう意味で、利益配当と同じこと 資本を減少して株式の消却をするということだ

が強過ぎたということがいえるのではないか。そ なっているという意味で、考えてみれば、規制色 は、先ほど申し上げましたような考え方が前提と 本を減少して生じた差益を認めないということ

18

けを認めておいて、自己株式取得の財源として資

た。そんなことをしたら、監査役の監査の対象に れども、今まではそういうことは絶対できなかっ しかし、それにしましても、これもそうですけ らこれもできるはずだということで割り切ったと

こも全部そういう意味で、そこもできるんだった

いうことでございます。

いう監査役の監査の対象にならない。 しかし、資本を減少して、それで株主に配当す

なったということでございますが、今度は、そう

ことになってきたといわれるかと思います。これ 執行が妥当かどうかということが今後は問われる ちろん残るわけでございまして、そのような業務 ることが経営として妥当かどうかという問題はも

が配当可能利益の考え方です。 (c) 株式の分割、併合等

ますが、今までは一株の大きさ、これをできるだ け五万円以上にするために、いろいろな制約を設 次いで、株式の分割、併合ということでござい

けておりました。例えば、会社設立の時の額面金 とかJRとかJTとか、昭和五六年改正後に設立 ということになっておりますが、それはそういう された会社については、一株の額面金額が五万円 額は一株五万円以上とされております。今NTT

制約があるからであります。

業等で株価が非常に高いために流通に適しないと いうことで、株価を引き下げるための方法を考え 最近問題になっておりますのは、ベンチャー企

げましたように、一株当たりの大きさ、これは、 こういう場合には発行済み株式総数で純資産額を

るような方法があるわけです。しかし、今申し上

めには株式を分割する、一株を一○○株に分割す なければいけないということがあります。そのた

で、そういうことができなかったわけですけれど てはならない。そういった制約がありましたの

をどうするかということは、これは各企業が自由 に決めてくださいということでございます。

株当たり金額五万円以上ということを決めたの

も、これも全部撤廃いたしました。一株の大きさ 割った一株当たりの純資産額が五万円以上でなく 余計なことになりますけれども、昭和五六年に

रु

点も全部企業の選択にゆだねることにしておりま

らできないという規定を設けたのですけれども、 は、これは実務界の強い要請があったからであり

が経営の自由度を害している、そういうことに すが、現在に至っては、むしろ、そのような制約 がある、それで、一株の単位を引き上げてほしい そうすると、総会屋から総会を荒らされるおそれ まして、当時、総会屋に対する利益供与はこれか なったわけでございます。いずれにしても、この という実務界の強い要求でそれを引き上げたので

メリカの制度を見習ったわけでございます。 てしまう、そういう改正でございます。これはア 例総会の議題となっていたことが議題でなくなっ 益処分をすることができる。今まで株主総会で定 上の大会社に限定してですけれども、会計監査人

て、取締役会で決めることができる。

商法特例法

の適正意見があった場合には、取締役会だけで利

現すると思いますけれども、株主総会ではなく

株式関係

それから、中間試案では株式関係につきまして

行制度、これは定款で決めればということになっ ら、株券なしで株式の譲渡を認めよう、株券不発 通を阻害することになってきているということか も考えております。株券というのが、むしろ、流 を発行しないでもいい制度を設けようということ をやりやすくするような改正とか、あるいは株券 も、いろいろな、例えば、トラッキングストック

きておりましたが、この中間試案、まだ実現して

今まで利益処分は、

株主総会の権限だといわれて

中間試案にも、規制緩和がいくつかあります。

(a)

利益処分

中間試案

おりませんが、恐らくこういった点はこれから実

20

行為が違法ではなくなってしまいます。 基本的に 業務執行として監査役の監査の対象となっていた (2)

妥当性監督の重要性の増加

す。

規制緩和がなされているということでございま ているわけでありますが、そういったいろいろな

います。

た、あるいはするということがいえるわけでござ

中間試案におきましては、このように規制を緩

れております。

られておりますが、それに対応して、経営の責任

和し、経営の選択肢が拡大し、その自由度が高め

を明確にし、その透明化を図るための提案もなさ

各種委員会制度

経営の自由度が高められますと、これまで違法な

このようにしまして取締役会の権限が拡大し、

て、先ほど申し上げましたアメリカの制度に倣っ による監査委員会云々」ということでありまし あります。試案「第十九)商法特例法上の大会社

す。

それから、もう一つが「第十五

株式会社の監

たといいますか、それを参考にした制度でありま

ざいます。

どうかが問題になりまして、まさに取締役会にお

ける妥当性監査の対象となることになるわけでご

す。そして、そのような行為が妥当な業務執行か は、監査役の監査の対象ではなくなってまいりま

してきた、取締役の監督権限の重要性が増加し ますが、それとともに妥当性の監督の重要性が増 もちろん、適法性監査も従来どおり重要であり

についての社外取締役の選任義務」であります。 査等に関する商法の特例に関する法律上の大会社

それの代表的なものとして、各種委員会制度が 21

す。そういう意味で、非常にドラスティックな制 は、監査役制度を廃止することを前提としていま た一つ選択肢として認めようということでござい 度改正であります。昭和四九年改正の審議の際に けでございますが、この各種委員会制度というの 一つの選択肢として検討したところを、ここでま 第十九の方では各種委員会制度といっているわ

社長以下業務執行を担当する者を執行役と呼ぶこ けまして、今までの業務担当取締役と、あるいは とにしました。 ここでは、業務執行を担当する執行役制度を設

査」すると書いてあります。 なっています。「監督」ではありませんで、「監 査委員会は、執行役の職務の執行を監査する」と といいますと、 まず監査委員会があります。 「監 各種委員会というのは具体的にどういうものか

監督という言葉は、第一九の注4「各種委員会

げたと同じ言葉を使っているわけでございます る監査委員会は職務の執行、これは先ほど申し上 監督する」とありまして、取締役会自体は監督の 権限をもっています。しかし、委員会の一つであ 務執行を決し、取締役及び執行役の職務の執行を 会の権限等については、取締役会は、①会社の業 及び執行役制度を採用した会社についての取締役

に権限の強いものでございまして、「指名委員会 そのほかに指名委員会があります。これも非常 わけでございます。

る」ということで、指名委員会が取締役の候補者 は、取締役の選任に関する議案の内容を決定す を決めて、これを直接総会に提案をする。これ

は、取締役会にかけないで、指名委員会だけが候

補者を選任し、議案を決定するということでござ

が、これを「監査する」という言葉を使っている 22

います。

, ます。この部分は、取締役会ではなくて、委員会報酬の方針とか各取締役が受ける報酬とかを決めそれから、報酬委員会というのがありまして、

ったけで決めます。ておす。この部分は、取締役会ではなくて、委員

そういう意味で、現行制度を根本的に改めよう

ナ 心としてなされるだろう。 というものであります。この制度のもとでは、このと種委員会を中社 れまでの代表取締役等の業務執行に相当する執行の というものであります。この制度のもとでは、こ見

定がありますけれども、ここでは、先ほどの現かも、取締役会が業務執行を監督するという規という役割を果たすものだと理解されます。しと同じことをやる、業務執行の適法性を監査するすなわち、監査委員会、これは恐らくこの規定

行法と同じように適法性のみならず妥当性も監査

する。

しかも、指名委員会、報酬委員会ということ

が中心となって、取締役会が業務執行の適法性、与えられておりますので、そういった各種委員会与えられたり、報酬を幾らにするかという権限もで、取締役等の候補者を選ぶというような権限を

「各種委員会を組織する取締役は、三人以上で、」 社外取締役の強制

妥当性を監督することになると理解されます。

『はよくこ)のから土卜又帝と『よければよらよして、これは、過半数が、下から上がってきた人そのうち過半数は、その就任の前云々」とありま

行の監査を充実させようということを考えておりいます。このようにして取締役会における業務執うのを本格的に導入しようとしているわけでございとされています。ここで、社外取締役制度といではなくていわゆる社外取締役でなければならな

なければならないとするものでございます。 まま維持しますが、取締役の一人以上は社外者で まして、現行の取締役会及び監査役の制度はその これは現行制度を前提とするということでござい の社外取締役の選任義務」というのがあります。 繰り返しになりますけれども、現在、取締役会

これに対しまして、第十五に「大会社について

中間試案は、業務執行の妥当性の監査、監督が実 が社長と部下のみで構成されている会社が少なく のうちの一人以上はせめてというか社外者である いと書かれております――を前提としまして、そ 施されることに伴いまして、現行法のもとでの取 ないといわれているわけでございますけれども、 -現行法では取締役は三人以上置きなさ

> 充実ということからいうと、非常に魅力的であり この方が極めてドラスティックで、妥当性監査の 委員会制度を強制するかどうかということです。

そこで問題なのは、先ほど申し上げました各種

注記があります。少なくとも中間試案自体として 適用すべきとする意見があるが、どうか」という ますが、実は、中間試案では、「大会社すべてに

択制をとることにしております。 このようにした理由としては、監査役制度を強

を置くことを定めることができるものとして、選 は強制していない、定款で各種委員会及び執行役

24

役、これを一挙にこの際実現するということは、 制的にやめてしまう、しかも、本格的な社外取締

るのではないか、そういう配慮からだろう。 したがって、中間試案のもとでは、この各種委

員会制度を採用しない会社につきましては、基本

める、業務執行のチェックのグローバル化に対応

ことを要求する、それによって経営の透明度を高

しようということであります。

になるわけでございます。 業務執行に対する監督または監査がなされること 的にはこれまでどおり取締役会及び監査役による

しかし、このような選択制ということを考えて

みた場合に、一方は完全な社外取締役制度を実現 まま残す。したがって、こちらでは取締役会は社 の方では、現在の取締役会及び監査役制度をその 制度をとっておきながら、その選択肢のもう一つ し、かつ取締役の候補者を委員会が決めるような

あろうと思います。 社外取締役制度は、今までの既存の制度を採用

バランスがとれないだろうということは明らかで

ません。この二つの選択ということは、いかにも

長とその部下だけで構成するということでも構い

について一人以上は社外者であることを要求する する会社、すなわち委員会制度を選択しない会社 というのは、せめて少しでもバランスをとろうと

いのではないか。

いうことの努力でもあるというふうに考えられよ

うかと思います。

それほど強い批判がないのですけれども、社外取 締役制度は強制になりますので、それについては いろいろな反対意見が表明されているといってよ 各種委員会制度については、選択制ですので、

ちょっと言い方が穏やかでないかもしれませんけ 中で、たった一人の社外取締役が入って何ができ れども、何十人もいる取締役の全員が社長以下の るかという疑問も生じ得ると思いますが、これは

かろうと思います。取締役が何十人もいて、その

うことで、それによって業務執行を監督すること るものなのかということが問われなくてはならな が投資家等の信用を得られるか、国際的に通用す

業務執行の上下関係に含まれる者だけで構成され ている、いわば身内によって構成されているとい

を提案をしているということでございます。 きえられないではないですけれども、そういうと、社外取締役制度というのを本格的に採用すると、社外取締役制度というのを本格的に採用するということになるわけでございますが、そういうなら、例 もちろん、一人だけではだめだというなら、例 もちろん、一人だけではだめだというなら、例

らいってそういうことを期待しているということを置けばいいということを考えているわけではなっておりますので、規定の仕方としては、そのかかの社外取締役を選任していただきたい、法律で強の社外取締役を選任していただきたい。活律で強めなっておりますので、規定の仕方としては、そのかが収締役を選任していただきたい。法律で強め、の社外取締役を選任していただきたい。法律で強いなが、何十人もいる会社で一人だけ社外取締役を置けばいいる会社で一人だけ社外取締役

でございます。

目的にかんがみまして、効果的な運用ができるよ

社外取締役というのは、業務執行の体制云々と 社外取締役というのは、議事録に記載することが要求 の意見というのは、議事録に記載することが要求 の意見というのは、議事録に記載することが要求 できますので、経営者側としても、社外取締役の できますので、経営者側としても、社外取締役の で緊張関係が維持されることが必要ではなかろう

いうことが問題でありまして、この制度の創設のされた場合には、それをどのように運用するかとす。いずれにしましても、社外取締役制度が採用く説明して、両者の協議によって妥当な結論を出というわけではなくて、取締役会において決議さ

か。

しかし、常に両者が対立することが期待される

うにしていただければと思います。

それから、妥当性監査という場合の「妥当性」

解されるべきではないか。例えば、経営が効率的 という言葉でございますが、これは広い意味に理

に理解されるべきであろう。 に行われるかどうかということも含めた広い意味 社外者にとっては、ともかくそのような広い意

経営の透明性が確保されるのではないかと考えら 理解されるような経営をすべきだ、それによって 味での経営の妥当性が判断できるかという疑問も れるわけでございます。 あると思いますけれども、そのような社外者にも

うことかといいますと、例えば、粉飾決算に基づ 用しない」ことになっております。 これはどうい 第二百六十六条第二項及び第三項の規定は、適 それから、社外取締役の責任につきましては、

いて違法な利益配当議案を株主総会に提案したと

のメンバーは議案に賛成すれば、それだけの責任

が、現行の規定ですと、取締役会でそのような 表取締役等が責任を負うのは当然でございます 取締役会で賛成した者も、そのような議案を総 違法配当議案を総会に提出することについて、 します。 そのような違法な配当議案をつくった代

会に提出した者というふうに見なされてしまい

ですから、巧妙な粉飾がなされていて、違法配

ということで無過失責任を負わされます。過失の それに賛成してしまえば、そのようなことをした 有無を問わず、責任を負わされます。しかも、取

賛成したものと推定されてしまいます。 会議事録に異議をとどめておかない限り、それに 締役会で賛成したかどうかということは、取締役 そういう意味で、現行法のもとでは、取締役会

当議案だということがわからなかった取締役も、

はしないということをここでは提案しているわけ でございます。 ですから、違法配当議案が提案された、それに

を負わされる、無過失責任を負わされる。そこ

で、そのような規定を社外取締役については適用

第41巻第8号 だろう、そういう状況のもとで賛成してしまった 法配当議案だということに気づくことはできない 求されるような注意義務を尽くしても、それが違 みに粉飾されていて、社外取締役に社会通念上要 配当議案といいますか、もとになる計算書類が巧 対して、取締役会で賛成した、しかし、その違法

は、そのような責任軽減の規定を設けようという ことを提案しているわけでございます。 についての責任は負わない、社外取締役について という場合には、これは賛成したとしても、それ 社外取締役は責任が重いので、社外取締役にな

る人材を見出すのが大変だというような意見があ

れておりますけれども、それが国会を通った場

とがいえるわけでございます。 な手当てをしている、しようとしているというこ それから、監査役、特に社外監査役と社内取締

るわけですけれども、

それについては、

そのよう

す。しかし、監査役は、先ほど申し上げましたよ が癒着するということで許されないということで してしまっては、これは監査される者とする者と とは別々に行動しなくてはならない。二つが癒着 役との関係でございますが、取締役一般は監査役

考えております。 その社外監査役と社外取締役とが協同して業務執 うに詳細な権限が与えられておりますけれども、 ないか、むしろ、それが適当なのではないかとも 行をチェックすることは許されてしかるべきでは

として社外監査役制度を充実することが考えら 現在、先ほど申し上げましたように、議員立法

合には、ますますそういう社外取締役との共同 ということが適当なのではなかろうかと考えま

す

ということを今まで繰り返し申し上げてきたこと い、重視しなくてもいいんだということではない を充実したら、取締役会による監督義務は構わな です。監査役はあくまで適法性監査に限定されま 繰り返しになるかもしれませんが、監査役の方

いえないのではないか。

合に、監査制度の充実だけで足りるということは すので、今回のように規制緩和が大幅に進んだ場

るということもあり得るかと思いますが、しか もちろん、妥当性監査は会社の自主性にゆだね

し、全く何も手をつけ加えないで、社長とその部

う感じがしております。 き、その自主性に任せるということはどうかとい 下とで構成されていることをそのままにしてお

制でございます。

以上が各種委員会制度であり、社外取締役の強

取締役の任期

そのほか、例えば取締役の任期は一年以下とい

うところで、先ほど申し上げましたように、 うことを提案しております。試案の第十八「商法 特例法上の大会社の利益処分案等の確定等」とい

役会だけで利益配当を決定することができること

にするとともに、大会社の取締役の任期は、

とするということで、任期が今までの二年以下か 後最初の決算期に関する定時総会の終結の日まで

あります。 ら一年以下に短縮することを提案しているわけで

般的にいいますと、今申し上げましたような取締 にすることの代償みたいなものですけれども、

これは、直接的には利益処分を取締役会の権限

役会の役割の重要性にかんがみまして、その構成

就任

設けることを考えたわけでございます。 員について、一年ごとに株主の信任を問う機会を

もちろん、このように任期を一年にしたからと

する反対意見として、取締役会の監督権限がこれ 待しているわけではございません。この意見に対 いって、その一年ごとに取締役がかわることを期

第41巻第8号 す。現在でも任期二年とされていますけれども、 るということではなくて、あくまで一年ごとに株 かと思いますけれども、取締役の任期を一年とし 主の信任をとってくださいということでございま たからといって、決して一年ごとに取締役がかわ では減殺されるということをいう意見もあり得る

二年ごとにかわっているというわけではないとい

理由の開示等

うことと同じことでございます。

ざいます。このように取締役会の権限が拡大され それから、最後に、理由の開示等についてでご

> うような意味もありますし、それから今までどお 総会が決めていたのを取締役会で決められるとい た、それは今申し上げましたように、今まで株主

しかし、今までは株主総会の承認を得てもできな かったことが、今度は承認を得ればできるように り株主総会の承認がなくてはならないけれども、

限が拡大したことに対応して、取締役の側に説明 属するわけでございますが、そういったふうに権 義務を課するということが中間試案に入っており なります。自己株式の取得等は、そちらの範疇に

30

先ほどの利益処分との関係でいきますと、

ます。

見込み等について報告しなさい等、報告義務が各 報告しなさい、また、損失の場合には損失回復の

所に課せられております。

提出するとともに、利益配当の方針を株主総会で 役は、定時総会に確定した損益計算書等の書類を 取締

する説明義務が課されているということになり ういう意味で、権限拡大の対価として株主に対 等々、こういう理由の開示を要求している。そ は、その大きくする理由について報告しなさい また、例えば、株式の単位を大きくする場合に

おわりに

ます。

まとまりのないことをいろいろお話ししてまい

て、これを提案しているものでありまして、今後 りましたけれども、あくまでこの中間試案という 各界との意見の調整等も必要になるわけでござい のは、これから一つの審議の対象となるものとし

ます。 分、中間試案が問題なしに通ると思います。私が ただ、規制緩和に係るものにつきましては、多

か。

つだけお聞きしたいのですが、ずっと念を押

ポレート・ガバナンスについては今までどおり で、少なくとも規定上は何ら変わりがないという はないかと思うのですが、そうなりながら、コー 米並み、むしろヨーロッパよりは越えているので 危惧しておりますのは、規制緩和の方は、もう欧

も、努力したいと考えております。

かく今後の審議を待つ私としても、よりよき会社 とを実は危惧している次第でございますが、とに ような形になるのがいいのかどうか、そういうこ

とうございました。(拍手)

いろご関心のある事項もあると思いますが、どな 関理事長 この問題は、それぞれ実務の方でいろ たか、ご質問があれば、合図をしていただけます よろしゅうございますか。

法の実現を目指して、微力ではありますけれど 本日は、長時間にわたりまして、ご清聴ありが

前田

るいは監査委員会制度ができても、今お話しのよ 会の業務執行の監督ということと、監査役は、 されていたところでございますけれども、取締役

うに「監査」になっていますね。 この二つについては、今、商法でほぼ確立して

ということでよろしゅうございましょうか。 法性から妥当性まで、ここのところは変わらない いる解釈、つまり、片方は適法性だけ、片方は適

> 記録で、 本稿は、 文責は当研究所にある 平成十三年七月十九日に行われた講演会の

、まえだ

ひとし・学習院大学教授

は、監査報告書の記載事項を変えなければ、そこ は動かないと思いますが、そこを変えようという それは前提となっていると思います。 それ

関理事長(それでは、よろしゅうございますか。

先生、本日は大変ありがとうございました。

になるだろうと思います。

動きはありませんので、恐らくそれは従来どおり

32

コーポレートガバナンスと会社法の見直しについて

前田 庸氏

略 歴

1958年 東京大学法学部卒業 現 在 学習院大学法学部教授

日本学術会議会員

法務省 法制審議会委員(会社法部会長)

主 著

会社法入門 (第7版) (有斐閣、2000) 手形法・小切手法 (有斐閣、1999) 手形法・小切手法入門 (有斐閣、1983)

手形・小切手法を学ぶ (編著、有斐閣、1976)

有価証券入門 (有斐閣、1985)

条解会社更生法 (共著、弘文堂、1973)

銀行取引 (弘文堂、1979)

現代の経済構造と法 (共著、筑摩書房、1975)